

関係法規

栄養士法（抄）（昭和22年12月29日法律第245号 最終改正平成19年6月27日法律第96号）

（栄養士及び管理栄養士の定義）

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

（免許）

第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

2 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者とする。

3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

（免許の欠格事項）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

（名簿）

第3条の2 都道府県に栄養士名簿を備え、栄養士の免許に関する事項を登録する。

2 厚生労働省に管理栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許に関する事項を登録する。

（登録及び免許証の交付）

第4条 栄養士の免許は、都道府県知事が栄養士名簿に登録することによって行う。

2 都道府県知事は、栄養士の免許を与えたときは、栄養士免許証を交付する。

3 管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって行う。

4 厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。

（免許の取消し等）

第5条 栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、都道府県知事は、当該栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて栄養士の名称の

使用の停止を命ずることができる。

2 管理栄養士が第3条各号のいずれかに該当するに至ったときは、厚生労働大臣は、当該管理栄養士に対する免許を取り消し、又は1年以内の期間を定めて管理栄養士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 都道府県知事は、第1項の規定により栄養士の免許を取り消し、又は栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第2項の規定により管理栄養士の免許を取り消し、又は管理栄養士の名称の使用の停止を命じたときは、速やかに、その旨を当該処分を受けた者が受けている栄養士の免許を与えた都道府県知事に通知しなければならない。

（管理栄養士国家試験）

第5条の2 厚生労働大臣は、毎年少なくとも1回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行う。

（受験資格）

第5条の3 管理栄養士国家試験は、栄養士であって次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。

一 修業年限が2年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において3年以上栄養の指導に従事した者

二 修業年限が3年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において2年以上栄養の指導に従事した者

三 修業年限が4年である養成施設を卒業して栄養士の免許を受けた後厚生労働省令で定める施設において1年以上栄養の指導に従事した者

四 修業年限が4年である養成施設であって、学校（学校教育法第1条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第124条の専修学校及び同法第134条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者

（不正行為）

第5条の4（略）

（主治医の指導）

第5条の5 管理栄養士は、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導を行うに当たっては、主治の医師の指導を受けなければならない。

（名称の使用制限）

第6条 栄養士でなければ、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第1項に規定する業務を行ってはならない。

2 管理栄養士でなければ、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第2項に規定する業務を行ってはならない。

第6条の2～4（略）

（政令への委任）

第7条 この法律に定めるもののほか、栄養士の免許及び免許証、養成施設、管理栄養士の免許及び免許証、管理栄養士養成施設、管理栄養士国家試験並びに管理栄養士国家試験委員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

第7条の2（略）

（罰則）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以

健康増進法（抄）（平成14年8月2日 法律第103号 最終改正平成29年5月31日 法律第41号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

（健康増進事業実施者の責務）

第4条 健康増進事業実施者は、健康教育、健康相談その他国民の健康の増進のために必要な事業（以下「健康増進事業」という。）を積極的に推進するよう努めなければならない。

（定義）

第6条 この法律において「健康増進事業実施者」とは、次に掲げる者をいう。

一 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合又は健康保険組合連合会

二 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定により健康増進事業を行う政府

三 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により健康増進事業を行う市町村、国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会

四 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）の規定により健康増進事業を行う国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会

五 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により健康増進事業を行う地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会

六 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定により健康増進事業を行う日本私立学校振興・共済事業団

下の罰金に処する。

一 第5条第1項の規定により栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、栄養士の名称を使用して第1条第1項に規定する業務を行ったもの

二 第5条第2項の規定により管理栄養士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、管理栄養士の名称を使用して第1条第2項に規定する業務を行ったもの

三 第6条第1項の規定に違反して、栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第1項に規定する業務を行った者

四 第6条第2項の規定に違反して、管理栄養士又はこれに類似する名称を用いて第1条第2項に規定する業務を行った者

七 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定により健康増進事業を行う者

八 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定により健康増進事業を行う市町村

九 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定により健康増進事業を行う事業者

十 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により健康増進事業を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は後期高齢者医療広域連合

十一 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により健康増進事業を行う市町村

十二 この法律の規定により健康増進事業を行う市町村

十三 その他健康増進事業を行う者であつて、政令で定めるもの

第2章 基本方針等

（健康診査の実施等に関する指針）

第9条 厚生労働大臣は、生涯にわたる国民の健康の増進に向けた自主的な努力を促進するため、健康診査の実施及びその結果の通知、健康手帳（自らの健康管理のために必要な事項を記載する手帳をいう。）の交付その他の措置に関し、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（以下「健康診査等指針」という。）を定めるものとする。

2 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣、財務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 厚生労働大臣は、健康診査等指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第3章 国民健康・栄養調査等

（国民健康・栄養調査の実施）

第10条 厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、